

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(柏崎刈羽6,7号機(600))」

2. 日時:平成29年6月30日 10時20分~11時05分

3. 場所:原子力規制庁 8階 P課横会議卓

4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、安田安全審査官、
安達安全審査官

事業者:

東京電力ホールディングス株式会社:原子力設備管理部 土木調査担当部長 他8名

5. 要旨

(1)東京電力ホールディングス株式会社に対して、原子力規制庁は柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」について審査資料の記載に関して確認を行った。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<5条>

トレンチ の入力津波高さが+7.4mに変更された理由を説明すること。

(3)東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料:(平成29年6月16日提出資料と同じ)

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について